

## 第4節

# 日本社会の国際化への対応

### 【総論】

近年、日本に入国、滞在する外国人は急増しており、外国人への査証事務及び在日外国人をめぐる取組の重要性が増加している。人的交流を促進するため、2004年以降、香港住民、韓国人、台湾住民に対する短期滞在査証の免除措置を導入するとともに、中国からの観光客を対象に団体観光査証発給の円滑化に努めている。その一方で、国内の安全を確保し、また外国人の人権を擁護する観点から、不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対しては一層厳格な審査を行っている。

今後、外国人の受入れについては日本社会が高齢化及び人口減少に直面することに伴い、様々な議論がある一方、国内に長期

滞在する外国人の中には、就職、教育等の問題に直面することも少なくない。外務省は、外国人受入れの現状と課題や生活者としての外国人についてシンポジウムを開催し、日本の外国人受入れ政策の在り方を議論するとともに、外国人受入れに関する諸外国の取組に関する情報提供を行うなど、在留外国人が多く居住する地方自治体との連携を強化し、この問題に積極的に取り組んでいる。

また、日本との人的交流が盛んな諸外国の領事当局との間では、定期的に二国間協議を開催しており、2008年はタイ及び韓国との間で、出入国、来日外国人及び在留邦人に関する問題を協議した。

### 【各論】

#### 1. 査証(ビザ)

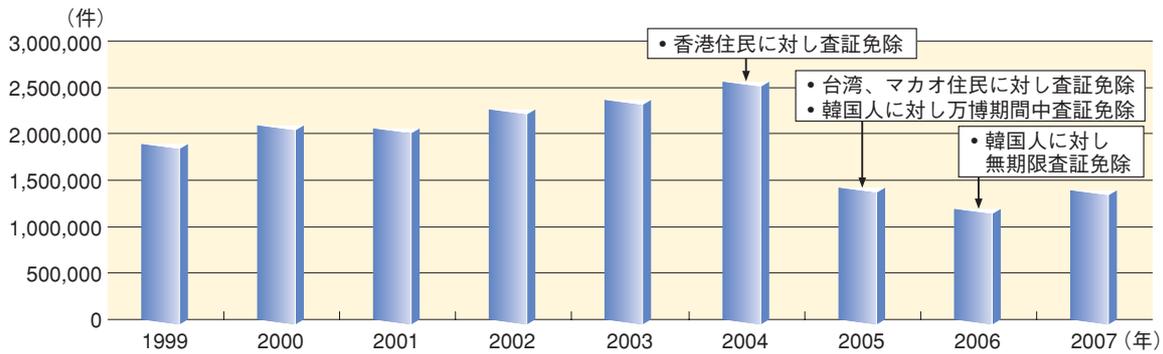
外務省は、政府による規制改革や観光立国への取組を踏まえ、査証発給の円滑化に努めている（標準処理期間の制定、旅行代理店を通じた代理申請受理等）。また、問題の少ない国・地域については、観光や商用のための査証を免除しており、現在、その対象となるのは62の国・地域に上っている。

中国に対しては、2000年から団体観光客向け査証を発給しているが、2008年3月からは、一定の経済力のある家族向けにも査証を発給している。

その一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取など、外国人に対する人権侵害事例が見られる。このため、悪用事例の多い査証申請（研修・技能実習、エンターテイナー等）については一層厳格な審査を行っている。

これに伴い、査証事務量は増加し、特に中国に所在する在外公館の事務はひっ迫している。このため人員の増強や査証審査システムの更新にも努めている。

査証発給件数の推移



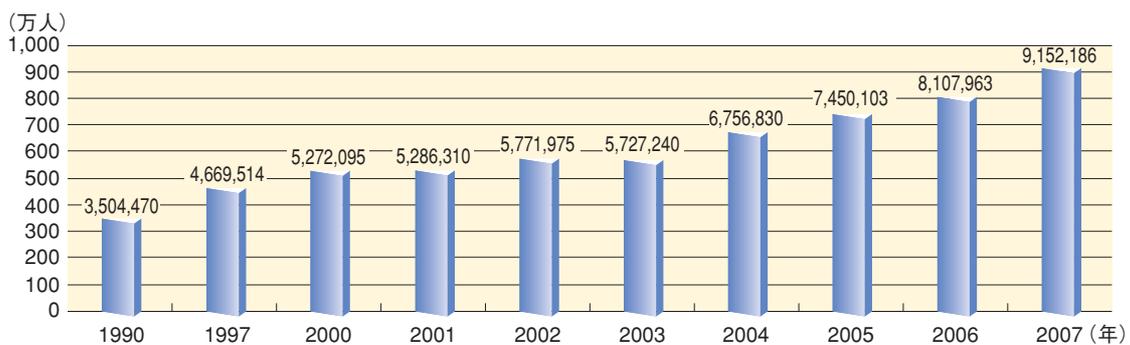
## 2. 外国人受入れをめぐる取組

日本に長期滞在する外国人の数は増加し、約215万人に達している。特に日系人(ブラジル人、ペルー人等)の増加は顕著で、約38万人に上っている(いずれも2007年12月現在)。これに伴い、外国人が多数居住する自治体を中心に、文化、習慣や言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じており、政府は、外国人が暮らしやすい地域社会づくり、子女教育の充実、労働環境の改善等に取り組んでいる。

的議論を促進するために、2005年から毎年国際シンポジウムを開催しており、2008年は日系ブラジル人等が多数居住する「外国人集住都市」を抱える静岡県との共催で、静岡市において開催した。シンポジウムでは、多文化主義に基づく欧州諸国の外国人受入れ、日系ブラジル人と社会統合について、内外の有識者による報告及び討論が行われ、受入れの基本原則の策定や外国人子弟への言語教育の重要性等が指摘された。

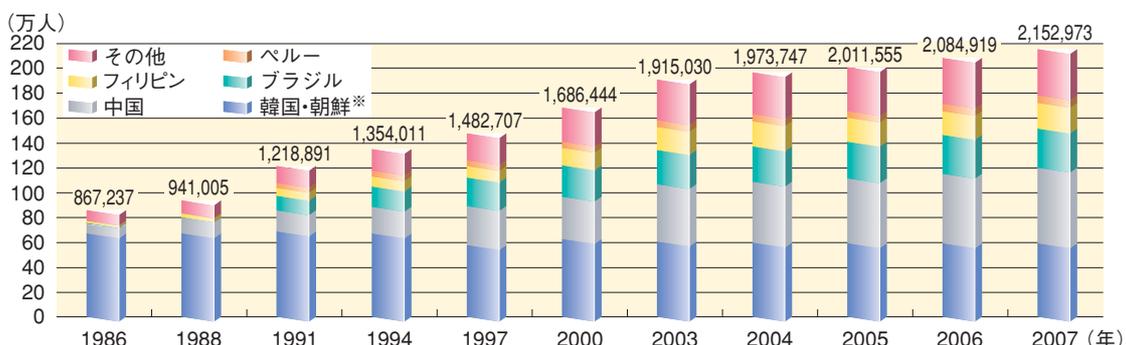
外務省でも、外国人受入れに関する国民

外国人入国者数の推移



出典：平成20年版「出入国管理」(法務省入国管理局)

外国人登録者数の推移



※「朝鮮」は、朝鮮半島から来日した朝鮮人又はその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しないものを示す。

出典：在留外国人統計平成20年版(法務省入国管理局)

